

## 令和4年度第3回史跡小田原城跡調査・整備委員会会議録

日 時：令和5年2月1日（水）午後2時から午後3時40分まで

会 場：生涯学習センターけやき 視聴覚室

出 席 者：小和田委員長、伊藤副委員長、小笠原委員、岡本委員、小沢委員、小出委員、  
浅倉委員、

オブザーバー：神奈川県教育委員会文化遺産課 富永副主幹

事 務 局：鈴木文化部長、小澤文化部副部長、湯浅文化財課長、小林副課長（史跡整備係  
長）、長谷川副課長（文化財係長）、大島主査、保坂主任、石田主任  
経済部小田原城総合管理事務所 清水所長、岡副所長、佐々木副所長、  
相田係長、諏訪間主査  
建設部みどり公園課 山崎係長  
文化政策課 黄金井係長、菅原主査  
建設部建築課 鶴井係長

【開会あいさつ】

【副部長あいさつ】

【資料の確認】

【会議の公開について】

議事

（1）報告事項 ア 令和4年度実施事業の報告について（資料1）

事務局：資料1に基づき説明

御用米曲輪の整備について、A3の資料をご覧ください。この地図で、ピンク色の部分が令和4年度の事業、黄色の部分が令和5年度の事業である。資料1-1-1「令和4年度の御用米曲輪の整備について」をご覧ください。今年度は修景整備工事を進めるとともに、戦国期整備に向けた検討を実施した。1 修景整備工事だが、今年度、去年10月13日に契約し、3月6日に完了予定で事業を進めている。工事内容は、西側法面の樹木の伐採・剪定、入り口のフェンスが仮設なのでその撤去工、平場の北西部を盛土する、江戸時代の構築物である瓦積塀のレプリカの設置、土塁断面の表示工の5つの工事を進めている。資料1-1-2の平面図だが、紫色の部分が瓦積塀のレプリカの設置工で、茶色の部分は保護盛土である。黄色の部分は法断面の御用米曲輪に入るところで、緑色の線が書いてあるが、そこに土塁の断面表示がされる部分である。資料1-1-1に戻り、2 戦国期の整備の検討だが、今年度史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を立ち上げた。令和4年5月30日、7月11日、8月30日、11月7日、1月31日の計5回開催している。そこで戦国期整備の検討材料を集めて検討している。その中で、今年度中に地中レーダー探査や環境調査を行うことが決定し、現在計測中である。また、令和5年度

に発掘調査を実施する方向性が決まっている。それを受けて、基礎調査業務委託をコンサルタントに委託して同時に進めている。(2)地中レーダー探査だが、戦国期整備検討部会の中で地中レーダー探査を未発掘面でやった方が良いという話があった。今年度約1,700㎡を実施した。実施日は今年の1月17日、18日に行い、データを解析中である。(3)環境調査については、遺構の露出展示の可能性を検討するため、御用米曲輪内に気象環境を測定する基地を設置している。基地と言っても、杭に温湿度計や雨量計などが付いたものを立てている。また、そこに遺構を構成する石と同等の石材サンプルを用いて、当該環境における保存処理を想定した樹脂耐候試験も実施している。以下のような試験を実施している状況である。委託期間は、去年の10月26日から今年の3月31日までとなっているが、戦国期検討部会から、約2年間やった方が良いということがあるので、引き続き令和5年度も継続予定である。発掘調査については、来年度の実施予定の事業で説明するので今は割愛する。引き続き、八幡山古郭東曲輪北側法面復旧工事について報告する。令和4年5月17日に試掘調査を実施し、地表下現代のコンクリートブロックを含む表土を確認した。この法面の復旧工事に対しては問題ないことがわかったため、現在工事を実施中である。場所は、資料1-2-2にあるように、八幡山古郭東曲輪の北側法面になっている。平面図で右側に家の図がある。こちらは民地に接しているところなので早急にやろうということで現在も施工中である。

次に、資料1-3小峰御鐘ノ台大堀切西堀災害復旧工事についてである。去年の9月18日の台風14号で小峰御鐘ノ台大堀切西堀の隣地境法面が崩れた。緊急対応として、簡易土留め工事を実施した。去年の11月4日から12月8日まで実施し、写真のようなかたちで緑色のビニールシートを張った。下の民地に、もし崩れても土砂がいかないような簡易土留めを設置している。本格的な復旧工事に関しては、予算が付き次第実施する予定である。

続きまして、史跡石垣山石垣保全対策工事について、資料1-4-1をご覧ください。過去にも井戸曲輪での対策工事は2回行っている。今回は、令和3年度に行った実施設計を基にして実施している。工事は昨年10月26日に着工、2月27日完成予定で現在作業を進めている。ワイヤーネット工法という、ネットをワイヤーで引っ張って崩れそうなところを抑え込む工法を実施している。資料1-4-2は、これまで石垣山でどういう風に進んでいるかがわかる図である。資料1-4-3をご覧ください。令和4年度第1回調査・整備委員会では、対策工事の場所を1箇所と説明していた。その後みどり公園課で詳細な設計を行ったところ、同一予算内で2箇所実施できることが明らかになった。工事の内容を変更し、先程申し上げた10月26日から2月27日までの予定で工事に入っている。工事の場所は、資料の上半分の平面図に、令和4年度工事実施箇所として赤丸で囲った部分に楕円形の水色が2つある。右側が当初予定の井戸曲輪北東石垣外側部分、左側の南東側石垣の内側部分が新たに加わった工事箇所である。工法は、ワイヤーネット工法で実施し進めている。

引き続き、城址公園内の令和4年度に行っている工事について説明する。資料1-5-1は説明文、1-5-2は位置図である。一つ目に、図面に緑色の線で示している①二の丸広場塀改良工事だが、これは二の丸広場の東側の部分になる。令和3年度には緑の線の上側、北東側について、コンクリート塀を撤去して木柵を設置する工事を行った。引き続き、令和4年度も緑の線の部分について木柵への改良工事に現在着手している。工期は順行しており、2月24日までを予定している。今年度の工事で二の丸広場の塀工事に関しては終了する。二つ目に、図面の青い線で示している②学橋補修工事である。学橋は、令和2年度に実施した点検結果により橋の構造への影響が考えられる破損が複数箇所確認されたため、補修工事に現在着手している。補修箇所はおおむね橋の裏面である。橋の長期間通行止めなどは予定していない。現在仮設の足場を設置しているが、通行可能な状態で工事を行っている。現在着手しており、工期は3月24日までを予定している。なお、常盤木橋と御茶壺橋については令和元年度に補修工事が終了しているので併せて報告する。

#### 質疑

委員長：質問、意見等あればお願いしたい。

委員：資料1-5-1 総合管理事務所の実施事業についてだが、二の丸広場塀改良工事とある。これは元城内小学校のコンクリート塀だと思う。これは去年の委員会で、撤去予定だという説明を聞いた。これを見ると改良となっており、撤去ではない。方針を変えたのか。

事務局：いや、改良というのは、撤去して新しいものを作るという意味で改良という言葉を使った。コンクリートの白い壁はすでに撤去した。これから新たに木柵を作る。

委員：今あるものは撤去するのか。

事務局：もう撤去した。危険なので。

委員：了解した。

委員長：わかりにくかったかもしれない。今まで決めた通り撤去になる。よろしくお願ひしたい。他にいかがか。

委員：御用米曲輪の西側土塁の裾の一部が土盛造成されている。あの上に仮設の石垣で石垣を再現するようなことが資料に書いてある。土盛りをする話は前に少し聞いたことがあるが、その根拠はどういうことであったか。

事務局：土盛りは遺構面の保護のために盛っている。最終的には盛ったその面で全体を盛って、その面が御用米曲輪の表面になる予定である。

委員：土盛りは本来の遺構面保護のためで、土盛面の上に石垣遺構を再現整備していくということで良いか。

事務局：そうである。

他に質疑なし。

## イ 令和5年度実施予定の事業について（資料2）

事務局：資料2に基づき説明

御用米曲輪の整備について、資料2-1-1、2-1-2をご覧いただきたい。令和5年度は地中レーダー探査、環境調査を行う予定である。また、引き続き戦国期検討部会を行いながら発掘調査を行う。3発掘調査だが、発掘調査の期間は令和5年度中の約6カ月間を考えている。発掘範囲は、資料2-1-2の赤色に塗った部分の範囲である。ただ、昨日戦国期検討部会があり、2本横にあるうちの上の方の1カ所と、下の横の土地の方1カ所程度を来年度の予算の中で発掘することが決まった。

資料2-2-1、2-2-2は、来年度取得する予定の資料である。来年度取得するのは、小田原城址公園に隣接する城内地区の場所になる。面積は実測で1030.88㎡である。資料2-2-2の写真の通り、現在建物がまだ建っている。こちらの建物ごと付けて買い取る予定である。

続いて、史跡石垣山石垣保全対策工事について、資料2-3-1をご覧いただきたい。先ほどと同じような内容だが、1工事内容についての資料は、資料2-3-2の誤りである。工法が土嚢積となっているため簡単に説明する。資料2-3-2をご覧いただきたい。令和5年度に実施を予定しているのは、井戸曲輪のうち東側にある出角の部分の対策工事である。上の図の中の右下の部分、水色の円で囲んだ箇所である。この出角部分は石の向きを違えて積み上げられている。この写真を見ていただくとわかるが、石垣に大きな変状が生じている。特に、赤の破線で囲んだ下半分が大変不安定な状態になっている。そこで、令和3年度に実施した実施設計においては、石垣の上半分は現在実施しているのと同じワイヤーネット工法で石垣を抑え込む。下半分については、土嚢積により石垣を保護し崩落を防ぐ工法を採用することになっている。令和5年度は予算の状況により、このうちの下半分の土嚢積について実施予定である。

城址公園内で予定している令和5年度の工事説明に入る。資料2-4-1が説明、2-4-2が位置図、2-4-3が写真である。一つ目に、図面の赤い線で囲ってある①電線地中化工事だが、上空にある東電、NTT等の電線部分を地中に埋設する工事を令和5年度より実施していく。この事業は令和5年度より数年間かかる予定である。二つ目に、図面の左側に青く塗りつぶしてある②小峰曲輪北堀法面復旧工事実施設計とある。これは、令和4年9月の台風14号の大雨により法面崩落の被害を受けた小峰曲輪北堀法面の本復旧に向けた設計委託である。現在は仮復旧の状態になっているが、令和6年度に工事を実施する予定である。

質疑

委員長：何か質問、意見等あればお願いしたい。

今まで電線地中化はどこかでもうやっているところがあったように思う。これが初

めてなのか。

事務局：本丸広場と二の丸広場の周辺で若干ある。ただ、電気の線だけで、東電やNTTなど大きな企業のものはまだやったことがない。これから進めていくかたちになる。

委員長：電話線などのことか。了解した。

委員：赤線表示の区域が対象なのは大変結構だと思う。この赤線で囲まれた郷土文化館あたりから二宮神社裏手の入り口までの間は、基本的に本丸の堀が埋蔵されている。ここでの作業は本丸の堀を掘り起こして電線を埋めていくのか。

事務局：現在そこは文化庁と詰めていて、正式にどこをやるかはまだである。

委員：これは一回トレンチを入れて事前に確認してやるということになるのか。

事務局：試掘はすると思う。

トレンチ調査については、電線地中化に伴いハンドホールという手を入れて確認するところを、試掘を16か所開けて遺構の有無を確認している。今度それを分析して、文化庁と調整する予定である。

委員長：それは市の文化庁も立ち会ってのことか。

事務局：市の文化財課が主体となって学芸員が行い、確認している。

委員長：勝手にやられても困ると思う。

委員：今の天守閣の北側の北道側から見ると、天守の前に一本電柱が立っているのが目立つ。あの電柱の電線ラインはまた別に対応していくということか。

事務局：細かい話になるが、今回赤く塗ってある部分については前期分であり、4～5年かけてこの部分を一度終わらせる。それが終わり次第、上の北側の方へ伸びていくかたちで考えている。最終的には城址公園全体的な電線地中化になる計画である。

委員長：ぜひ進めて欲しい。電信柱はない方がお城らしい。

他に質疑なし。

## (2) 審議事項 ア 清閑亭の活用に伴う現状変更について(資料3)

事務局：資料3に基づき説明

案とある史跡小田原城跡清閑亭土塁及び国登録有形文化財清閑亭における保存活用についての冊子から説明する。今回配った冊子は、前回の委員会で指摘を受けて修正したものである。まず、保存活用の計画について、前回の案では清閑亭土塁と清閑亭を別々の章で扱っていた。清閑亭土塁と清閑亭は小田原の歴史の重層性を一体的に示すものであることから、章立てを見直して一つのものとして扱っている。前回の計画案では、清閑亭の保存・保全部分と整備・活用部分とを分けていた。その区分をやめ、清閑亭全体に対しての保護の方針・整備活用の方針として修正した。中身を説明する。目次をご覧いただきたい。第1章では、史跡小田原城跡の概要や歴史、保存管理計画について説明している。第1節では、小田原城の歴史を概観している。第2節では、清閑亭土塁にかかる史跡小田原城跡保存活用計画の概要など

を載せた。

第2章では、第1節で清閑亭土塁の概要を載せている。第2節国登録有形文化財清閑亭の歴史と概要で、清閑亭の位置及び概要、建築物・庭園の創立沿革、建築物の概要を記載した。これは前回とほぼ同じような記載内容である。

大きく変えたのが第3章である。第3章では、清閑亭土塁と清閑亭の保存と活用として大きく括っている。第1節で、清閑亭土塁及び清閑亭の保護の方針を示した。

(1)清閑亭土塁の本質的価値を高める保護をする方針、(2)清閑亭土塁と清閑亭との共存を図る方針、(3)植栽管理についての方針、(4)国登録有形文化財としての建築物の価値を保全するという清閑亭の保護の方針、(5)外構部分の保護についてどうしていくかの方針を示している。一部(4)と重なるが、(6)は清閑亭における保護の方針をまとめた。(7)追加指定については、現在史跡指定になっているこの場所に、未指定地で、発掘調査等で史跡指定にあたる遺構が発見されれば追加指定を行っていくことを書いた。第2節で清閑亭土塁及び清閑亭の整備・活用の方針を記載している。(1)清閑亭土塁の整備・活用の方針だが、①整備の方針として、当面は現状を維持していくこと、その他植栽について方針を書いた。②活用の方針だが、清閑亭土塁は中世城郭として構造が保存されている場所または黒田長成別邸または浅野長武邸として使われている場所であることから、小田原の歴史の重層性を説明する場所として活用していくことを書いている。(2)国登録有形文化財清閑亭の整備・活用の方針では、①史跡との共存を図る、②小田原ならではの文化を発信する場所、小田原の歴史の重層性を示す場所として文化を発信すると書いた。③活用の方向性だが、平成31年3月に本市で「歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン」を作成した。清閑亭については「交流回遊拠点、文化・歴史の発信拠点」として位置付け、「小田原の歴史や別邸文化、なりわい文化、食文化等を発信する拠点として、また、歴史・文化に囲まれた小田原の魅力を提供する場としての機能を高いレベルで実現していくことが考えられる」とされている場所であり、その方針を書いた。④利活用に際しての増改築の方向性では、利活用に際しては増改築が必要になる可能性があるためその方針を示した。土塁上からの清閑亭建物等との撤去・移転は、不慮の事故が起きない限り今後も行わない。史跡の保存や景観に重大な影響を及ぼさない範囲で、建物等の増改築を図るものとする。具体的な増改築については協議をするものとし、歴史的背景を踏まえることとしている。増改築部分については現状復帰できるようなものとする。⑤防火対策については、清閑亭の建物本体では火は取り扱わないものとし、煙感知器を設置し火災に備える。利活用において火を使うことが想定される場合は、建築物を増築し、準耐火建築物以上の構造物とする。なるべく本体から離して増築する。⑥清閑亭の利活用における具

体策については、先程のエリアコーディネートプランに載っていたところと、今回選定業者（活用業者）が行うことを少し具体的に書いた。⑦清閑亭活用における敷地の管理について、市と選定業者（活用業者）の2者が入ることである。どこまでが市がやるのか、どこまでが選定業者（活用業者）がやるのか、共同管理をするのかを書いている。

77 ページは資料として、現状変更等の取扱基準について資料を付けている。計画案について説明したが、前回の委員会で具体的にご指摘いただいた意見に対しての修正点を述べる。まず、外構についての取り扱いを記述した方が良いとの意見があった。71 ページに（5）外構部分の保護についてという項目を立て、原則、現況を留めるように保護することとした。また、75 ページ⑦に敷地の管理についての項目を立て、事業者と市との管理区分について書き加えた。

次に、増改築するのであれば現状復帰可能な範囲に留めるべきとの意見があった。75 ページ④利活用に際しての増改築の方向性の中で、中黒4つ目に増改築部分は原状復帰できるようなものとするとした。

次の意見に、増築する部分の構造や防火対策について記述した方が良いとの意見があった。75 ページ⑤に防火対策の項目を立て、増築する建物があった場合の構造と防火対策について書き加えた。

次に、現状変更等の取り扱い基準について記述する位置を動かした方が良いとの意見があった。77 ページの資料のところに移している。

次に、増築部分する部分の予定の土塁の状況説明について、前回現地説明を行った。それと、計画書にある記述の内容が違うとの指摘があった。77 ページの取扱基準に土塁についての記述を見直し、説明を統一した。

次に、資料3の図面を説明する。1枚目は前回の委員会で指摘を受けて修正した図面、2枚目は前回の委員会で出した図面、3枚目は現況の図面に今回行う内部の改修箇所を赤字で記述した図面である。前回の委員会で具体的にご指摘いただいたご意見に対しての修正点を述べる。

増築するトイレが、1枚目の黄色く塗っているところの下にある。庭園から見た時に増改築部分になるべく見えないようにとの指摘があった。前回に比べて少し引っ込んでトイレを1つ減らし、少し後ろに下げた。次にその増築するトイレの右側にある居室に関する増改築だが、2枚目を見ていただくと、押入れを撤去する、畳の一部を板間にするなど改築する図面だった。1枚目の同じところを見ていただくとわかるが、居室に関する増改築は極力工事を行わない方向とした。また、増改築があった場合にも原状回復可能にすることとしている。また、ガラス戸に面したカウンター席のようなレイアウトが前回あった。2枚目を見ていただくと、庭に向かっ

てカウンター席が4つ並んでいた。今回はガラス戸の保護及び利用密度を下げるために、カウンター席を失くしてガラス戸から離れた席にした。また、利用密度を下げることから、図面1枚目の右上に「萬年（西）」と書いてある部屋があるが、指摘を受け4席にした。前回は、2枚目を見ていただくと8席あったことがわかる。これを1/2密度を下げた。清閑亭らしさを重点に利用してほしいとの意見があった。平面図でテーブルとイスが書いてあるが、事業者を確認したところ、テーブルの高さは55cm程度と低いテーブルとイスにして和風の雰囲気を出すとのことだった。また、増築する左上の調理室については準耐火建築物とし、30分は燃えない材質にする。清閑亭は、本体の建物からできるだけ離すように設置する方向で事業者と調整している。また、当初、調理室の清閑亭に向いていた東側と南側の窓をなくし、もし調理室で火が出た場合にも窓から火が出ないように、清閑亭の方にいかないように窓を全部なくした。以上、前回ご指摘いただいた点を踏まえて修正したものの説明である。ご審議をよろしくお願ひしたい。

#### 質疑

委員長：前回の清閑亭に関する臨時の委員会は、私は所用で欠席した。副委員長に議事を進行してもらった。その時にいろいろな意見が出された。委員の皆さんの意見を踏まえながら、新しく今日提案があった。

質問・意見等を受け付けたい。これに関してはいろいろと意見があると思う。よろしくお願ひしたい。

委員：前回いろいろ申し上げたが、改めて意見を申し上げたい。今日の資料を見て、だいぶ前回のものよりも、きちんといろいろなことが配慮されてきている感じを持つ。要点は、考えると3つくらいあると思う。

1つは、火を使う調理室を作ることである。火災で清閑亭に延焼してしまったら、燃えてしまう。沖縄のことまで言うことはないが、清閑亭も火災が起きたらこの建物は二度と立ち上がれない。その点は十分配慮して欲しいと申し上げた。元々は遺跡の方に調理室の建物があったことはわかっている。そこが難しいとなると、この位置ということなのか。正直に言うとあまり気に入らないが、仕方がないという気もする。今準耐火の性能はいろいろなかたちになってきている。壁、塗料、壁紙にしても、なかなか燃えない。燃えるスピードを落とす、燃えにくくするという技術もある。そういうものを使いながら、延焼に関して最大限の配慮をして欲しいというのが1点目である。その点が、だいぶ今日の資料には書かれていると思う。

2つ目は、資料3のレイアウトの中でいろいろな図面の変更があった。正直に言うと、清閑亭という名前があるように、静かな建物である。かなり大量の人がここに来て騒ぐ、集まるというところではないという印象を前回申し上げた。この建物に合ったふさわしい密度の活動が、この場所で行われるようになれば良いと思う。部分的にそこの改善がされている印象も受けた。



3つ目は、図面を書くのは良いが実際に整備しようとする、改築・改造しなければいけない。先ほどの説明にあったように、現状復帰できないような改造はしてほしくない。この前申し上げたが、例えばふすま絵や窓の板ガラスは相当貴重なものである。そういうものはどちらかと言うと、取っておくほうが良いのではないか。それをこの建物の中かどこかに収めておくようなかたちで将来に備えるなど、いつでも元の姿に戻せるよう配慮して欲しいと申し上げた。その点もだいぶ書き込まれていると思う。景観的な面もある。本当の意味での実施設計の段階では、おそらく、消防が何を言うかということもあると思う。木造の場合の建物の距離など、注意を促される可能性も大きい。専門家に相談しながら増改築を進めていただきたい。概ね方向性としては、前の資料よりは良くなっていると今日の段階で思う。

委員：私も今の委員と同じで、前回の案がかなりすごかったこともあり、今回かなり改善されたと思っている。今の委員の話にもあったが、文化財としての建造物を扱う時に、可逆性、つまり元の姿に戻すことができることと、最小限の造作にすること。例えば、やろうと思えばこの中全部を改造してしまうことは、登録有形文化財の規定上は可能である。しかし、これは市が所有している文化財として、できるだけその価値を保全するという点でいけば、改造が最小限ということが原則だと思っている。その点で、今回はこの食堂と書いてある部屋の部分の押し入れまでを全部撤去する大掛かりな改造が計画されていた。今回の案では、間仕切りや外壁に関わる改変は、新設するトイレと連続する元の洗面所の洗面台を撤去する部分だけにとどまっている。かつ、新しい改造に関しても、二重壁になっている。新しいトイレの部分も、後々撤去することができるような計画になっている。今申し上げた可逆性と最小限は、かなり配慮されたのではないかとと思っている。

そのうえで1つ心配しているのは、サービス動線の確保である。行かれた方はご存じかもしれないが、この清閑亭は玄関がこの規模に比して非常に小さい。これだけの席数を入れると、普通のお客様だけで玄関がかなりパンクしてしまうくらいだと思う。今、厨房を増築するかたちになっているが、料理に使うようなものを実際に運び込む。例えば飲み物とか重いものもあるが、それを運びこむための動線が確保されていない。玄関からそれを持って、廊下を通して入ることになる。重くて大きいものを運んでいくと、柱にぶつかったりする。できれば、外を回って直接新築の厨房部分に入れるか、もしくは、裏から入れるような方法を考えた方が建物の保全としては良いのではないだろうか。

一階の平面だけで二階についての記述がない。二階はたくさんの人を上げる耐力は全くない。その用法について制限していただく。建物に関しては2点である。

冊子の保存活用、71ページからの体现していただいた部分だが、こちらに関してもかなり改善されており良くなったと思う。1つは外構について記述することだが、71ページ(5)と(3)の植栽が付け加わった。この外構というのが非常に曖昧である。どこを外構と言い、どこが実際の史跡の土塁の部分なのか区別がされているのか。同じように(3)でも建物周辺の植栽とある。周辺とは一体どこまでを

言うのか。要は、史跡として保存する部分と、建物の付属として日常的な管理をする部分と、書き方として区別をした方が良いのではないか。外構、周辺と言っている部分をある程度定義し、明確にした方が良いのではないか。

75 ページだが、活用の方針の部分で⑥にかなり具体的な策を書いている。今回は民間活用提案と理解している。ある程度賃借なので、年限を付けて行っている。次も同じ業者が同じことをするとは確定していないと思っている。保存活用計画そのものは長く残るものなので、ここまで詳しく書かない方が良いのではないか。

委員長：他に意見があればお願いしたい。

委員：植栽についてであるが、前回の会議で指摘したように玄関周りにクスノキの大木2本が立ちはだかるような植栽の在り様が何とも面白くない。当初の植栽を復元しようとしても当時の図面があるわけではない。復元そのものは不可能だとしても、数寄屋玄関前の植栽はそれなりの伝統的なスタイルがある。それを踏まえて植栽の再現、配置も可能だと思う。改良の視点をもう少し踏み込んで明確にしたい。報告書に「黒田長成別邸時代の庭園景観をより顕在化させるよう配慮することはやむを得ない」とあるが、「やむを得ない」という表現は意味不明だ。顕在化は一種の目標として設定しなければいけないものではないかと思う。また、「ただし、史跡保護の観点から、当時の記録に残る樹木であっても復元的に新たに中高木を植栽することは認めない。」という文章にも問題がある。ここまで規制する表現はいかがなものか。高木を植えることは確かに不適當である。それはわかる。しかし中木程度であれば、玄関先の庭木として例えば形の良い木斛などを植える選択肢はあり得なくはない。もう少し積極的にこの玄関先に相応しい植栽表現に向けて創造的に改良していくことが可能な、ゆとりをもった表現を考えてもらった方が良いと思う。「植生や植栽管理については、史跡小田原城跡調査・整備委員会の指導を受けることとする」というのは、一応建前としては、史跡の植栽の問題に関わっているので文言があっても良いと思う。しかしこのことを実現するには、植栽の専門家の立ち会いが必要となる。庭園の植栽の専門家の関与があり得るという方向での記載をきちんと入れておいた方が良いと思う。

委員長：3人の委員の意見について、市から今答えられること、考えられていることがあればお願いしたい。

事務局：ご指摘いただきありがたい。なるべく指摘を、特に冊子の中の用語の定義など改善し、直していきたいと思っている。また、植栽のところで委員から指摘のあったところも直していきたい。また相談させていただきたい。よろしくお願いしたい。

委員長：他にいかがか。

委員：75～76 ページで先程委員が言われたあたりだが、少し書きすぎではないかと思う。以前別の仕事で、事業者が決まっていたため計画内容を具体的にかなり詳細に書き、それを都市計画の資料として付けたが、その事業者が変わった。中身が変わったことにより、余計な作業というか、かなり困った。ランチョンマット等は上手く言い換えるというよりも、他に書きようがあるのではないか。もしかしたら、ある時突

然変わるかもしれない。それを頭において書いてもらいたい。また、⑦に管理区分をこうするというのを、ここに書かなければいけないのか正直わからない。「業者の管理とする」とかそういうことも、これはまだ時期早尚ではないか。ここも上手い書き方をしたい。適当な書き方があると思う。

また、防火対策だが、建築基準法の3条で条例に委ねるとなっている。市の条例が基準になるが、建築基準法防火関連の61条あたりのことは、かなり配慮しなければいけない。昔は国交省のあたりと話をする、61条関連は人が死ぬ、焼け死ぬということと即関連があるので待ってられないという話をされたことがある。建築基準法のいろいろな規定は横に置くとして、61条防火対策関係にはそれぐらいのチェックを、基準法と同じようなチェックをかける必要があると思う。そのことを建築審査会とかで十分にやっていただくなど、必ずしも文化庁特有というわけにはいかない。火の問題は。市としては十分配慮して進めていただきたい。

先程、前回の図面でテーブルの高さやイスの形状について話があった。ずっと使っていくと畳は傷む。おそらく畳は替えざるを得ない。それだけではなく、使用すれば使用するだけいろいろな物に故障が出てくる。それを含めて、畳を使うのか場合によっては板の間に変えるなど、きちんと実施レベルでは配慮していただくことが必要だと思う。

委員：今の委員の話にもあったが、やはり71ページからの部分はあくまでも方針である。大原則を書くものだと思う。先程話が出た75ページ④の増改築についても、⑥の利活用についても、これは守って欲しいということだけを書いた方がよい。増改築については、生じる場合があるなどと言っている場合ではない。増改築についての市の方針として、どこを守るかということだけを記載した方がよい。

今日は文化政策課も来ている。今後のこともあるのでぜひ話したい。今回の前の案が出てしまった最大の原因は、きっと、実際に民間活用提案の時に、この建物の史跡も含めた清閑亭のどこに価値があるのか、どこは守って欲しいという方針が伝わっていなかったのではないかという気がする。そのために、非常に大幅な増改築の計画が出てしまった。この清閑亭は、今回はJ Sフードに決まった。もしかしたら10年後、20年後に、他の業者でまた同じ民間活用提案を募集することがあるかもしれない。その場合に、ある程度文化財側から、今回作るということもあるので方針がついて、最初の事前相談の段階でそれが伝えられた方が実際の活用もスムーズに行くのではないかと思う。たくさん建物を持っているので、今後活かしていただければと思う。

事務局：75ページの⑥の具体策で、具体すぎるほどの具体策を書いている。実は文化庁との調整の中で、今回調理室を増築するのであれば計画を作るように話があった。具体策があればそれも書き込むよう指導があったため、この部分に残っている状況である。方針としては大原則ということなので、こちらは別の場所を書くとか、資料に「今回は」として書くなど、書き方は考えたいと思う。

委員長：今日出された意見を参考にしながら微調整して欲しい。先程の委員からの言葉で、

おおむね了承と発言があった。この線で引き続き文化庁と協議しながら、市の方でも今出た意見を盛り込みながら微調整してほしい。

#### イ 小田原城址公園の植栽管理について（資料4）

事務局：資料4に基づき説明

資料4-1（仮称）小田原城址公園植栽管理短期計画【概要】（案）では、昨年末から計画案、専門の先生方、整備委員会の委員、樹木医の先生にご指導いただき、やり取りを現在進行している。今回は整備委員会で示せる内容まで至っていなかったことから、概要版を作成した。今回ご意見いただいたものを計画案の中に反映し、また戦国部会の方と調整し、令和5年度第1回委員会に諮りたいと思っている。まず、計画策定の趣旨である。城址公園内の樹木管理については、令和3年3月に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」の植生・植栽管理整備の基本方針に基づき、樹木の日常管理を進めているところである。保存活用計画に明記された「将来的に別途植栽管理整備計画を策定し、歴史的景観や眺望の確保を念頭に入れた中長期の管理整備方針を定める」までの間に対処すべき短期5年間の植栽管理計画を策定するものである。

次に、計画の位置付けである。本計画は、保存活用計画の中の植生・植栽管理整備の基本方針を踏まえて、城址公園内の植栽管理における実施計画として位置付けるものである。

基本方針として、城址公園内の将来的な植栽管理の方向性を考慮しながら、区域ごとの樹木の選定・伐採等の課題を整理し、来訪者の安全や天守閣等の眺望確保の視点に立ち、管理選定や伐採、樹木の補植などについて実施するものである。

現状の管理については、3つある。1つ目に日常的な管理作業、2つ目に危険樹木等に対する枝おろし・伐採作業、3つ目に樹木の補植などについて記載したいと考えている。

次に短期計画だが、ここが主な部分になる。区域ごとの植栽の現状と課題及び5年間に実施する内容について記載する。1つ目は植栽の現状として区域ごとの樹木植栽の現状について、2つ目は当面の対処として当面の5年間で行うべき内容について記載する。3つ目に将来の展望として、中長期になるが将来に向けた大まかな課題を記載できればと考えている。

短期実施計画としては、別紙資料4-2の作成と、実際には図面も作成して落とししていきたいと思っている。こちらについては、整枝等が必要な樹木と、伐採並びに相当の枝下しが必要な樹木の2つに分けて記載する。資料4-2は、短期実施計画案である。令和5年から9年までの5年間の計画を記載する予定である。令和5年度は本丸、二の丸、馬屋曲輪、南曲輪を対象区域としている。本丸における剪定部分は、二の丸と南曲輪と藤棚の部分である。aとして、常盤木坂周辺に市の指定天然記念物であるイヌマキがある。こちらの剪定を考えている。2つ目として、南曲輪・藤棚だが、藤棚の南側に大きな支障松がある。藤棚への日陰になる部分のため、

こちらの保護剪定を予定している。続いて伐採対象樹だが、(1)常盤木門外東側斜面に傾斜の松があり、危険木となっている。(2)南堀の園路東の楠だが、伐採と剪定する部分をまだ樹木医に相談中である。(3)旧城内高校の埋立張出地が銅門の北側にある。こちらに3本松があるが、三の丸ホールから天守閣の眺望を遮っている部分がある。こちらが1本ないし2本だいぶ衰弱しているため、こちらを予定している。(4)馬屋曲輪については、管理事務所の接近している松群の密植性緩和と建造物への損傷防止のためである。備考というか特記事項だが、(3)について、根本が堀側へ急傾斜しているところがある。倒木時には、馬出門堀域に損傷の恐れがあると樹木医の富田先生からも指摘があった。また南曲輪の藤棚の松だが、こちらもかなり藤棚への影響があるため、早急に対応したいとの話があり、こちらを予定している。以降、令和6年から9年については予定として書いている。こちらは前後する部分もあると思うが、実際の計画案の中で説明できればと考えている。

#### 質疑

委員長：この件に関して、意見・質問等あればお願いしたい。

委員：短期5カ年計画の目標ということで発表された。遅きに失したと思うが、一つの大きな前進だと思う。この委員会の植栽専門部会の作業が2017年に終わり、もう6年経つ。本来であれば記憶が新しいうちに次の植栽計画に取り掛かり、報告書を作成しておきたかった。事態をよく熟知している人が周りにいる間に作成して仕上げていかないと、きちんとした内容のものになりにくい。短期でも計画が臨時に出たということは、一歩前進として評価できる。しかし、昨年の『保存活用計画』では、植栽管理計画に関しては将来的に作成するとあった。将来とはいつのことを言っているのか。植栽の問題は将来の問題ではない。紛れもなく現時点の問題である。そのことに対する認識が非常に弱い。このような短期計画を出すのであれば全体的な植栽管理計画を含めて一緒にまとめた方が良いと思うが、小田原城総合管理事務所の清水所長としては文化財課に遠慮があるようにも見える。この問題については、双方に責任がある。きちんと両者責任をもって話し合いをして、できるだけ早い機会に計画書を作ってもらいたい。文化財課は参考資料として、盛岡城その他の城郭における植栽計画や報告書を所蔵している。なかなか良い内容のものもある。その前例を参考にすればそれなりに整った報告書はできる。問題はやる気があるかどうかだけである。ぜひ、早急に検討していただきたい。

委員：先程委員が言われたように、もっと早くこういうものがあればよかったというのは私も全く同感である。そこはなるべく早く取り組んでいただきたいというのが1点目である。

2点目に、資料4—2の表だが、伐採対象樹、備考などの欄に、なぜ伐採の対象になるのかという理由があちこちに書かれている。一方でよく考えてみると、伐採する理由が、危険であるとか景観的によろしくないとか、遺跡・遺構に影響を及ぼすとかきちんと理由がある。楠もそうだが、あまりにも密植していると木のためにも

良くない。庭園のデザインの観点から、より美しい形を目指そうとかある。小田原城の中の樹木を整理することによって、天守閣が良く見えるようになったりすることが、市民の評価やジャーナリズムを得ているのだと思う。この表に、伐採する理由をきちんと書くための欄を作り、なぜ切るのかがわかるようにできないか。切るか切らないか、非常に微妙な樹木もあると思う。倒れて危ないものはすぐに切るで良いが、なかなかデザインなど難しいものは専門家の意見や、場合によってはこういう委員会で少し話をしてから決めようというものがあっても良いと思う。理由はこうだが、専門家の意見に基づいて実行する。あるいは、専門家が切るなどというなら切らないというのもあると思う。そういう理由がはっきりするかたちに表を修正して欲しい。以前からそう思っていた。現場の方々が切る理由は、それなりにはっきりしていると思う。それを記録として残すことを含めてやって欲しい。それを付け加えて、なるべく早く計画の案を作っていきたい。

委員長：先程、委員から遅きに失したという指摘があった。しかし、私に言わせると、計画が出たことは良いことである。今日出された意見も踏まえながら、ぜひ進めていただきたい。

他に質疑なし

### (3) その他

委員長：委員の方から、何か議題にしたいものなどがあればお願いしたい。県教委の富永さんいかがか。

委員：議題ではないが、次年度の整備事業の計画で、お気づきかもしれないがかなり事項が少ない。紙を見てもわかると思うが、来年やることが少し少ないと思われると思う。大変申し訳ないが、文化庁の補助金が今年はかなり厳しく、請求した金額の半分以下だった。そのため次年度については我慢していただくしかない。6年度以降は、県も含めてなるべく獲得に勤しむ。ぜひともご理解いただきたい。よろしくお願ひしたい。

委員長：事務局から、何かあるか。

事務局：小田原城総合管理事務所から1点報告させていただきたい。私どもが事務所として使っている二の丸観光案内所の建物が、馬屋曲輪の方に建っている。そこについて、現在建物の耐震化の検討を進めていることを報告する。

他に質疑なし

次回会議について

事務局：令和5年度第1回委員会は、5月頃を予定している。

令和5年度は委員の改選の時期がある。ご承知おきいただきたい。